

# 新制度施行後5年の見直しに係る 前回会議での御質問事項

平成30年11月6日

## 新制度施行後5年の見直しに係る前回会議での御質問事項に対する回答

項目	質問の概要	回答
	家庭的保育の自宅以外の食事提供の実施率が、小規模保育や事業所内保育と比較して低いが、どういう理由で実施できていないのか。	各自治体への調査では、その理由については調査していないが、家庭的保育事業は、定員が5人以下の小規模であることや、外部搬入が可能な連携施設等の確保が進んでいないこと等が理由として考えられる。
	地域型保育事業における連携施設の確保について、どうして連携が進まないのか。 また、どのように要因について受け止めているのか。	連携施設の確保が進まない理由としては、 ・ 連携先において、待機児童の解消に向け、卒園後の受け皿を確保しておくことが困難 ・ 職員不足であり、代替保育を実施することが困難 ・ 連携先が、連携施設となるメリットを感じていない といったことがあると考えられる。
	資料に記載されていた「無償化に伴って新たなニーズが発掘されることが想定されるのではないか」、という意見に関して、どういう想定をしているのか議論があれば伺いたい。	地域によって事情は異なると思われるが、全国で見れば、3歳以上については既に9割以上が幼稚園、保育所、認定こども園のいずれかに通っていること、0から2歳児は未就園児の割合が高いものの無償化の対象は世帯年収260万円までの住民税非課税世帯に限定していることから、無償化による保育ニーズへの影響は限定的と考えている。

項目欄の番号は、2ページの経過措置が到来する項目の番号

## 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目

項目番号	項目
	幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例 幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例
	みなし幼保連携型認定こども園等における職員配置に関する経過措置
	幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例
	新制度施行時点で市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定していた私立幼稚園、認定こども園の利用料に係る経過措置
	みなし幼保連携型認定こども園における施設長に係る経過措置
	地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における食事の提供に係る経過措置
	地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における連携施設に関する経過措置
	小規模保育事業B型等に係る経過措置(保育従事者の資格)
	小規模保育事業C型に係る経過措置(定員上限)
	放課後児童支援員の認定資格研修受講に係る経過措置

及び は、法律改正が必要な項目。 ~ は、省令等の改正が必要な項目。